

只木ゼミ第9問検察反対尋問レジюме

文責:1班

1. 弁護レジюме 1 頁 18 行目「違法性を阻却する原理に優越的利益説を採っているように
5 思われる」とあるが、弁護側は優越的利益説をどのように解釈しているのか。
2. 弁護 1 頁 24、25 行目「しかしながら…考慮を行う必要が出てくる」とあるが、どのよ
うに考慮を行うのか。
3. 弁護側は他人の法益を守るために、緊急避難行為をした者も責任阻却されると考えてい
るのか。
- 10 4. 弁護側レジюме 1 頁 24 行目「法益を侵害するという範囲では違法と言わざるを得ない」
とあるが、法益侵害をしているということに限れば、正当防衛において侵害者に反撃を加
えることも、侵害者の法益を侵害していることになるのではないか。

以上